

# 3 地区統一の水道料金に改定

## 市内の負担基準をひとつに

市の水道料金は、これまで各地区で旧町村の料金を見直し、同一のサービスに引き上げました。平成25年4月からの改定です。3地区統一の新しい水道料金に改定します。その内容をご紹介します。

### 現在は市内で異なる基準

水道事業は、皆さんの生活や産業活動を支えるライフライン（日常生活に不可欠なもの）です。その水道事業について、市は町村合併して以来、旧町村の料金体系をそのまま引き継いで、採用してきました。

しかし、市内で同じサービスを受けているにも関わらず、異なる料金体系を適用している状況は、地区間の公平性を欠くものとなっていました。

### 新料金適用時期と体系

この状況を是正するため、新料金についての議案が、平成24年3月の市議会定例会で可決され、市内全域で統一し

た料金に改定されることになりました。

新料金は、25年4月検針分（3月使用分）から適用されます。現行の用途別（一般用・営業用など）の料金体系が、実際に使用している水道メーターの「口径別」の料金体系に変わります。

また、これまで西根地区は10円未満の端数を切り捨てていましたが、松尾・安代地区と同じく、1円未満の端数切捨てに統一します。

なお、下水道料金については、今回、水道料金が改定されることによる変更はありません。

### 2年間の経過措置を実施

今回の料金統一による改定は、料金体系の変更も併い

大幅な改定となります。これにより、地区、口径、使用水量の違いによって、1カ月当たりの料金が上下する状況となります。

この改定による料金の変動を緩やかにするため、2年間の経過措置を設けます。1年目は、旧料金と新料金の差の3分の2を、2年目は3分の1を新料金に増減します。経過措置の具体的な例については、このページ上段の図1を参照してください。

市内統一の料金改定に、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、松尾総合支所内、下水道課総務経営係（☎・内線2203、2204）まで。

1を新料金に増減します。経過措置の具体的な例については、このページ上段の図1を参照してください。

市内統一の料金改定に、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、松尾総合支所内、下水道課総務経営係（☎・内線2203、2204）まで。



これからも安心・安全な水道水を提供していきます（大更保育所）

図1 1カ月当たりの料金の計算例（一般用）

### 新料金表での料金

|                                                    |      |   |                 |          |
|----------------------------------------------------|------|---|-----------------|----------|
| 水道メーター口径20 <sup>㍉</sup> 、使用水量30立方 <sup>㍎</sup> の場合 |      |   |                 |          |
| 基本料金                                               |      |   |                 | 1,638円   |
| + 超過料金                                             | 168円 | × | 20 <sup>㍎</sup> | = 3,360円 |
| 計                                                  |      |   |                 | 4,998円   |

### 旧料金表での料金

西根 1,669.5+3,360=5,020(新料金との差額△ 22円)  
 松尾 1,575 +2,730=4,305(新料金との差額+693円)  
 安代 1,837.5+3,150=4,987(新料金との差額+ 11円)

### 25年度の料金(経過措置を考慮)

西根 4,998+( 22×2/3)=**5,012円**(26年度5,005円)  
 松尾 4,998-( 693×2/3)=**4,536円**(26年度4,767円)  
 安代 4,998-( 11×2/3)=**4,990円**(26年度4,994円)

### 新料金表(3地区統一)

※水道料金=基本料金+超過料金

(単位:円)

| 用途  | 基本水量                 | 口径               | 1カ月当たりの基本料金 | 超過料金<br>(1立方 <sup>㍎</sup> につき) |
|-----|----------------------|------------------|-------------|--------------------------------|
| 一般用 | 10立方 <sup>㍎</sup> まで | 13 <sup>㍉</sup>  | 1,543       | 168                            |
|     |                      | 20 <sup>㍉</sup>  | 1,638       |                                |
|     |                      | 25 <sup>㍉</sup>  | 2,436       |                                |
|     |                      | 30 <sup>㍉</sup>  | 4,956       |                                |
|     |                      | 40 <sup>㍉</sup>  | 7,497       |                                |
|     |                      | 50 <sup>㍉</sup>  | 10,605      |                                |
|     |                      | 75 <sup>㍉</sup>  | 18,595      |                                |
|     |                      | 100 <sup>㍉</sup> | 28,696      |                                |
|     |                      | 150 <sup>㍉</sup> | 54,211      |                                |
| 浴場用 | 一般用に準ずる              |                  |             | 84                             |
| 臨時用 | 一般用に準ずる              |                  |             | 336                            |

基本料金…使用水量に関わらず負担してもらう料金で、水道メーター口径によって料金が決まります。

超過料金…11立方<sup>㍎</sup>以上の使用水量から1<sup>㍎</sup>ごとに加算されます。

基本水量…10立方<sup>㍎</sup>以内であれば使用水量に関わらず基本料金のみとなります。

### 旧料金表 ※水道料金=基本料金+メーター使用料+超過料金

(1) 基本料金および超過料金

(単位:円)

| 用途  | 基本水量<br>(1カ月当たり)      | 地区 | 基本料金<br>(1カ月当たり) | 超過料金<br>(1立方 <sup>㍎</sup> 当たり) |
|-----|-----------------------|----|------------------|--------------------------------|
| 一般用 | 10立方 <sup>㍎</sup> まで  | 西根 | 1,428            | 168                            |
|     |                       | 松尾 | 1,312.5          | 136.5                          |
|     |                       | 安代 | 1,575            | 157.5                          |
| 団体用 | 10立方 <sup>㍎</sup> まで  | 西根 | 1,680            | 210                            |
|     |                       | 松尾 | 1,417.5          | 157.5                          |
|     |                       | 安代 | 3,150            | 157.5                          |
| 営業用 | 10立方 <sup>㍎</sup> まで  | 西根 | 1,680            | 210                            |
|     |                       | 松尾 | 1,417.5          | 157.5                          |
|     |                       | 安代 | 3,150            | 157.5                          |
| 浴場用 | 200立方 <sup>㍎</sup> まで | 西根 | 14,700           | 210                            |
|     |                       | 松尾 | 14,175           | 157.5                          |
|     |                       | 安代 | 10,500           | 105                            |
| 工業用 | 100立方 <sup>㍎</sup> まで | 安代 | 13,650           | 136.5                          |

(2) メーター使用料

(単位:円)

| メーター口径  | 13 <sup>㍉</sup> | 20 <sup>㍉</sup> | 25 <sup>㍉</sup> | 30 <sup>㍉</sup> | 40 <sup>㍉</sup> | 50 <sup>㍉</sup> | 75 <sup>㍉</sup> | 100 <sup>㍉</sup> |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| メーター使用料 | 西根              | 157.5           | 241.5           | 273             | 451.5           | 546             | 1,575           | 2,310            |
|         | 松尾              | 157.5           | 262.5           | 420             | 682.5           | 945             | 1,890           | 2,100            |
|         | 安代              | 210             | 262.5           | 315             | 367.5           | 420             | 1,575           | 2,310            |

## 新料金に関するQ&A

問 なぜ、統一するのですか？

答 合併協議で「水道料金は合併後、経営計画を策定し、4年以内を目途に統一すること」していました。各地区で施設などの規模の違いはありますが、それぞれに受けるサービスは同じですので、それに対する負担(料金)も同じとさせていただくものです。

現在、料金が低い地区と高い地区では、一般家庭用(口径13<sup>㍉</sup>・1カ月あたり20<sup>㍎</sup>使用した場合)で525円、営業用(口径20<sup>㍉</sup>・1カ月あたり50<sup>㍎</sup>使用した場合)で2,340円の差があり、その格差を解消するために統一を行います。

問 減額となる地区にも経過措置を適用するのはなぜですか？

答 現行の料金は、合併前の料金を適用しています。地区ごとにかかりの格差がありますので、その格差を徐々に解消していくことで、統一に公平性を持たせることができるものと考えます。

問 最も低い地区の料金に統一することはできないのですか？

答 本来、水道事業に必要な経費は、主に水道料金でまかなうことが法律で定められています。

しかし、現在の料金体系では、水道会計の財源に不足があり、市の一般会計から、その不足分が繰り入れられています。仮に一番低い地区の料金に統一した場合、その繰入額を大幅に増やさなければならず、そのことが本来の行政、例えば保育支援や医療支援、道路整備などに支障を来す恐れもありますので、ご理解をお願いします。